



島根県報

令和7年2月14日（金）

第 5 9 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (総務課) 2

【告 示】

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数の一部改正 (健康推進課) 2

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

身体障害者福祉法による医師の指定 (障がい福祉課) 2

保安林予定森林（2件） (森林整備課) 3

土地収用法の規定による事業の認定 (用地対策課) 4

【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎で使用する電気調達に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 6

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施 (警察本部) 8

公布された条例等のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

個人情報の保護に関する法律施行令の改正に伴う様式の整備（様式第3号—様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第3号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第69号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

2の項中「0.8746901844460」を「0.8762715881877」に改め、4の項中「0.8801787614386」を「0.8775556930796」に改め、6の項中「0.9104326695247」を「0.9067331814722」に改める。

島根県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
梅田屋合同会社	訪問介護	訪問介護事業所すだ れ	江津市波子町イ1255-230 シーサイド波子3号室	令和7年4月2日

島根県告示第71号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
堀尾 謙介	総合内科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	令和7年1月31日

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町岩屋1087、1171-1、1197、1197-1、1200-3、1212-3、1212-5、原村1381-1、1397-1、1398-1、1399から1410まで、1413、1416から1418まで、1419-1、1420

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第73号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町富田口121、ロ488からロ491まで、ロ490-1、ロ492-1、ロ492-2、ロ493-1、ロ493-2、ロ494、ロ494-1、ロ501-1、ロ502からロ504まで、ハ273-2、ハ632-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

美郷町

2 事業の種類

都賀・長藤地区公民館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内

(2) 使用の部分

島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県邑智郡美郷町都賀本郷地内における3,740.29平方メートルの土地を起業地とする「都賀・長藤地区公民館整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、美郷町が平時における地域のイベントや災害時においては安全で安心できる避難所として公民館と駐車場を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美郷町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

美郷町の都賀・長藤地区において、都賀公民館が旧大和村役場の2階に設置されていたが、階段しかないことから高齢の方や障がいのある方からすると使いにくい施設となっている。また、老朽化により雨漏りが発生することから施設の利用が困難となり建物自体が閉鎖され、現在は、まほろぼ福祉センターの一部を代替利用し公民館活動を行っている。しかし、まほろぼ福祉センターは、公民館活動を目的とした施設構造ではないため、公民館としての施設利用に支障をきたしており、地域住民と一体になった社会教育の推進とそれによる人づくり、地域づくりを

進めていくうえで大きな支障となっている。

また、都賀・長藤地区は、一級河川江の川沿いに集落が展開されており、これまでも度重なる被害が発生したが、浸水害や土砂災害に対し安全な避難所となる施設が、まほろば福祉センターしかないことから収容人数も限られており駐車場も不足していることから、避難所としては不十分であった。

これらを踏まえて本事業を施行し、公民館活動に必要な施設や機能を有することによって、都賀・長藤地区において、主体的な地域づくりを進める拠点になることや災害時においても想定避難者数に対する収容面積が確保できること、車中泊による避難も可能となる。

本事業の完成により、公民館活動を通して人々が集い、活発に交流することで地域を活気づけることや防災拠点となる機能を有することから、町全体の活性化や防災意識の向上に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本事業の施工にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本事業に係る土地において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物について、特別な措置を講ずべき動植物の確認はされていないが、事業実施にあたり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地については、都賀・長藤地区公民館整備事業という性格上、都賀・長藤地区から候補地A（まほろば福祉センター南西側、以下「申請地」という。）、候補地B（まほろば福祉センター北東側）及び候補地C（まほろば福祉センター東側）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、バス停が近くにあり利便性が優れていること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、美郷町都賀・長藤地区において、現在利用しているまほろば福祉センターでは公民館活動が十分にできないことや災害時における収容人数や駐車台数が限られており避難所としての機能を十分に有していない状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

美郷町役場（総務課）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年2月14日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 調達期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され

た者又は同等の能力を有する者であること。

- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した供給ができる者であること。
- (10) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和7年2月28日（金）までの間

イ 交付場所

島根県ホームページ上

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月28日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による提出にあっては、提出期限までに必着していること。）
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 日時

令和7年3月18日（火）午前10時

(2) 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

- (3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年3月17日（月）午後4時までには到着していること。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約単価に契約期間における予定使用電力量を乗じて算出した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 留意事項

令和7年度当初予算の島根県議会による議決がないときは、入札を中止する。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the procurement : Supply of electricity to be used by Shimane Prefectural Police Building, 1 units

(2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. March 18, 2025

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on March 17, 2025)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和7年2月14日

島根県公安委員会委員長 藤田和雄

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	令和7年6月5日(木) 午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和7年7月19日(土) 午前9時から午後5時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	令和7年6月5日(木) 午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和7年7月5日(土) 午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年5月12日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(i) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

d 4の(1)のイに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(i) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。